

伊佐市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月28日(木) 午前9時00分から9時40分
2. 開催場所 菱刈庁舎3階大会議室
3. 出席委員 (26人)

会 長 13 番委員
委 員

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 7 番委員 |
| 2 番委員 | 9 番委員 |
| 3 番委員 | 10 番委員 |
| 4 番委員 | 11 番委員 |
| 5 番委員 | 12 番委員 |
| 6 番委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 番推進委員 | 8 番推進委員 |
| 2 番推進委員 | 10 番推進委員 |
| 3 番推進委員 | 11 番推進委員 |
| 4 番推進委員 | 12 番推進委員 |
| 5 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 6 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 15 番推進委員 |

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 1 2 番委員 1 番委員

第2 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時

事務局長 おはようございます。
只今より、令和7年度第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 おはようございます。だいぶ朝晩は涼しくなりましたが、日中は30度越えということで、まだだいぶ暑くて、皆さんも農作業は日中は外に出たら火傷をするような暑さがあります。利用状況調査中の期間ではございますが、十分体調に気を付けながら調査をしていただきたいと思います。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。12番農業委員と1番農業委員にお願いいたします。
皆様をお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページになります。合意解約が全5件（内、バンク法1件、基盤法解約4件）です。以上報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

（「なし」という声、多数あり。）

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について

		て、議案の事務局の報告をお願いします。
事務局		議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の貸借に係る意見決定についてご説明いたします。 7 ページの総括表をご覧ください。期間は 10 年で面積は 104,039 m²で利用権を設定する者の数が 21 人、設定を受ける者の数は 11 人です。土地の詳細につきましては、資料 2 ページから 6 ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。
議長		事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議長		なしということですので、お諮りいたします。議案第1号について事務局から、報告のとおり決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長		賛成多数。よって議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については決定いたしました。 ————— 議案第2号 —————
議長		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。 整理番号1番から4番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。 整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。
2番農業委員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号1番について、去る8月22日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 YR さんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は30歳です。 譲渡人 SR さんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は76歳です。 申請地は、伊佐市大口原田字萩原 799 番 2 ほか 3 筆、地目は田 3 筆で 1,677 m²、畑 1 筆は 349 m²で、4 筆合計で 2,026 m²の所有権移転売買です。

	農業従事者は3名で通作距離は約1km、現況はよく管理された農地であり、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号2番について、去る8月21日に現地調査を行いましたので、7番委員が報告いたします。 申請人 HM さんは、伊佐市大口下殿に居住し、年齢は68歳です。 渡し人 SH さんは、伊佐市大口大島に居住し、年齢は86歳です。 申請地は、伊佐市大口大島字出口 923 番で、地目は田、面積は 1,141 m²で所有権移転売買です。農業従事者は2名で通作距離は約1.5kmで、現状はよく管理された田です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。
議 長	整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号3番について、去る8月22日に現地調査を行いましたので報告します。 申請人 KK さんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は87歳です。 渡し人 KH さんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は70歳です。 申請地は伊佐市菱刈南浦字崎山 2623 番6で、地目は畑、面積は536 m²で、所有権移転贈与です。農業従事者は1名で現地までの通作距離は約100mで、現況は不耕作地になっています。許可後は草を刈って梅を植栽するという計画です。梅植栽をしたあと、まずは草刈り等とのことで、農機具等はトラクター等は必要ないとのことでした。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付

		してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議	長	整理番号4番について、12番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号4番について、去る8月18日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたします。 申請人 Y T さんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は44歳です。 譲渡人 I S さんは、神奈川県横浜市泉区和泉町に居住される市外住民で、年齢は73歳です。 申請地は、伊佐市大口目丸字原之山390番2で、地目は田で面積は339㎡で、所有権移転売買です。農業従事者は1名で通作距離は約1km、5分程度で、現地はよく管理されている田です。現在は深ネギが栽培されています。本人は新規就農者ですが、長年父親と農業をしており、経験も十分で、経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書ほか必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	賛成多数。よって整理番号1番から4番については許可が決定いたしました。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について、4件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長	議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号 1 番について 3 番農業委員の報告を求めます。
3 番 農 業 委 員	議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定のうち、整理番号 1 番について、去る 8 月 22 日、11 番委員と、12 番推進委員、3 番委員の 3 名で共同調査を行いましたので、3 番が報告します。 申請人は伊佐市菱刈川南に居住する、MA さんで年齢は 82 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字郷原 2891 番 3 で、地目は田で 1,249 m² があります。申請地の所在地は築地公民館より、西側へ約 300m に位置にあり、南側は資材置き場、東側は宅地、北側は市道、西側は牛舎であります。もうすでに資材置き場として整備されており、令和 6 年に資材置き場として整備してしまったということで、現在は資材置き場として牛の餌用のロールを置かれておりました。それに対する始末書は添付されています。また、のちに同じ個所の 4 条申請が出てまいります。添付書類としては、登記簿謄本ほか必要書類が添付されております。調査の結果、すでに資材置き場としてロールが置かれており、仕方がない状況ではありますが、許可をせざるを得ないとのことに結論は至っております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号 1 番については意見決定いたしました。 議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」の意見決定について、申請件数 1 件について 1 件が意見決定いたしました。 ————— 議案第 4 号 —————
議 長	議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号 1 番について、3 番農業委員の報告を求め

		ます。
3 番 農 業 委 員		議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る8月22日、11番農業委員と、12番推進委員と私3番農業委員の3名で調査をしましたので、3番が報告いたします。 先ほど報告しました案件と同じ場所であります。申請人 MA さん、伊佐市菱刈川南450番に居住し、年齢は82歳です。 申請地の所在地は、伊佐市菱刈川北字郷原2891番3、地目は田、面積は1,249㎡です。転用目的は先ほど説明した通り既に資材置き場となっていて、ところどころです。申請地の所在地は築地公民館より、西側へ約300mに位置しており、南側は資材置場、東側は宅地、北側は市道、西側は牛舎であります。周辺に農地は無く、資材置場として変更しても影響は無いと思われます。 添付書類として、全部事項証明、始末書、配置図、字図等が添付されており、ほか必要書類も添付されております。調査の結果、3名の調査員の意見において、許可せざるを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議 長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長		賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について1件が処分決定いたしました。 ————— 議案第5号 —————
議 長		議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 農 業 委 員	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る8月22日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、2番委員、1番推進委員、私7番委員の3名で共同調査をしましたので、7番委員が報告いたします。 譲受人は、伊佐市菱刈前目の KK さん 21歳です。 譲渡人は、伊佐市大口大田の MY さん 92歳であります。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第3種農地となっており、転用目的は一般住宅です。申請地は伊佐市大口里字羽祢田島 2623 番 2、地目は田、面積は 423 m²で、所在地は大口高校より北西に約 10mに位置しており、南側は市道、東側は宅地、北側は宅地、西側は宅地であり、周囲に与える影響は無いと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚廃水処理確約書が添付されております。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告をおわります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。 整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る8月22日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、7番委員、1番推進委員、私2番委員の3名で共同調査をしましたので、2番委員が報告いたします。 譲受人は、京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町K株式会社、一般法人であります。 譲渡人は、伊佐市大口大田 KY さん 年齢は80歳であります。 申請地は伊佐市大口大田字下木崎 1080 番 1 他 1 筆で、地目はともに畑、地積は2筆で 1,100 m²であります。本申請は地上権設定で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は第2種農地その他の農地となっていま

		す。申請地はMGM 大口店から東に約 600mに位置しており、南側は山林、東側は畑と原野、北側は宅地、西側は墓地と宅地であり、周囲に与える影響は無いと思われます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数 204 枚、45.9 k w 予定しております。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書が添付されております。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告をおわります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 2 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数、整理番号 2 番は決定いたしました。 整理番号 3 番について、5 番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 3 番につきまして、去る 8 月 22 日、農業委員会事務局職員立会いのもと、8 番推進委員、9 番推進委員、私 5 番委員の 3 名で共同調査をしましたので、私 5 番委員が報告いたします。 譲受人は、京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 K 株式会社 で一般法人であります。 譲渡人は、伊佐市大口宮人の SK さん 年齢は 66 歳であります。 本申請は地上権設定で、農地区分は第 2 種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。申請地は伊佐市大口宮人字後口迫 518 番 1 で、地目は畑、面積は 1,100 m²であります。所在地は大住公民館から北に 200m 位に位置しており、南側は山林、東側は市道、北側は畑、西側は畑であり、周囲に与える影響は無いと思われます。添付書類として、5 条申請書、全部事項証明書、登記申請書、発電施設に係る契約書及び誓約書、事業計画書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書が添付されております。調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告をおわります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 賛成多数、整理番号3番は決定いたしました。
整理番号4番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番につきまして、去る8月22日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、2番推進委員、3番推進委員、私12番委員の3名で共同調査をしましたので、私12番委員が報告いたします。

譲渡人は、神奈川県横浜市泉区和泉町の I S さん 市外住民であります。

譲受人は、伊佐市大口篠原に居住する Y T さんで、年齢は44歳です。

申請地は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は通路及び駐車場で、申請地は伊佐市大口目丸字原之山390番1で、地目は畑、面積は726㎡であります。所在地は下目丸公民館から北へ60mに位置しており、南側は宅地、東側は田、西は宅地・道、北側は宅地であり、周囲に与える影響は無いと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書並びに誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書が添付されております。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。これで私の報告をおわります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	賛成多数、整理番号4番は決定いたしました。 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、申請件数4件について4件が処分決定しました。
		————— 議案第6号 —————
議	長	議案第6号「非農地証明願」について、整理番号1番、11番農業委員をお願いします。
1 1 番 農 業 委 員		議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして、去る8月22日、申請人UYさんの代理人O行政書士立ち合いのもと、3番委員、12番推進委員、私11番委員の3名で共同調査を行いましたので、11番委員が報告いたします。 申請人は兵庫県伊丹市森本に居住する UY さんで、市外住民です。 申請地は伊佐市菱刈川南字鵜泊 1126 番 1、地目は畑で面積が 654 m² あります。申請地の所在は湯之尾小から東へ 300m に位置し、南側は河川、東側は宅地、北側は雑種地及び畑、西側は畑であります。非農地となった日及び理由としまして、平成2年4月頃から家が建っているとのことでした。調査の結果、既に農地性を喪失していて家が建っているもので、農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明、位置図・字図等が添付されております。委員の皆様の審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番は、非農地が決定いたしました。 議案第6号「非農地証明願」については、1件の申請のうち1件の非農地証明願が決定いたしました。

—————その他 —————

議 長 その他、事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをご覧ください。8 月の月例報告を致します。5 日（火）8 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され案件なしのため欠席しております。22 日（金）現地調査を一斉に行いました。本日 28 日（木）第 6 回農業委員会総会です。

事 務 局 9 月の行事予定ですが、5 日（金）9 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、24 日（水）が現地調査予定。29 日（月）が第 7 回農業委員会総会です。
月例報告は以上です。

議 長 その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」という声、あり。）

事 務 局 長 以上で、令和 7 年度第 6 回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前 9 時 4 0 分】



前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 2 番

伊佐市農業委員 1 番